

令和5年度 合併処理浄化槽補助金について

注意事項(県共通)

- 令和2年度から浄化槽設置者講習会の受講が補助金の交付要件となります。 (詳細は、浄化槽設置者講習会についてを参照)
 - 専用住宅(自己の主な居住を目的とした住宅)に浄化槽を設置される方。
 - * 店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住を目的とする建物であること。(住宅部分に係る人槽分のみ補助対象)
 - 環境省国庫補助指針適合品で、処理対象人員50人以下のもの。 (市・町によって50人以下のものでも対象外になる場合もありますので、注意してください。)
 - 税金の滞納ないこと。
 - 同一自治体内での、合併浄化槽から合併浄化槽への設置は対象外です。 (借家・集合住宅から又は分家の場合は対象です。)
- * 撤去費については、9万円の自治体と12万円の自治体がありますので注意してください。

高松市

変更 ① 月毎の補助基数を定めて事前申込を受付し抽選を行い、当選者からの補助金交付申請を受け付ける方法に変更となります。	
4月 事前申請受付期間: 令和5年4月3日(月曜日)～7日(金曜日)	70基【受付終了】
5月 事前申請受付期間: 令和5年5月1日(月曜日)～12日(金曜日)	70基【受付終了】
6月 事前申請受付期間: 令和5年6月1日(木曜日)～9日(金曜日)	70基【受付終了】
9月 事前申請受付期間: 令和5年9月1日(金曜日)～8日(金曜日)	予算残により決定します
※受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで【閉庁日を除く】	
変更 ② 既存単独浄化槽を雨水貯留施設として再利用する場合、撤去と同じ扱いとして上限9万円補助が出ます。	
この場合、撤去と同じ扱いとなるので、配管補助も出ます。	
雨水利用促進助成金交付要綱に該当する改良工事を実施する場合は、当該助成金の申請により、9万円との差額分の助成金を受け取ることができます。 (詳細は、当社営業までお問い合わせください。)	
※ 補助対象は、単独浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換のみです。	
※ 単独浄化槽からの転換の場合は、既存単独処理浄化槽の撤去費 9万円 + 配管費 30万 の補助が有ります。	
【配管費は、流入側及び放流側の新設部分が対象になります。】	
※ 撤去費及び配管補助費を受けるには、既存単独処理浄化槽を撤去・処分するか雨水貯留施設として再利用する必要があります。	
但し、既設単独処理浄化槽が撤去できないしかるべき理由があり、高松市に認められた場合は、既存単独処理浄化槽の撤去費(9万円)を除く、配管費 30万円を補助する事ができます。	
※ 実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。	
【埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。】	
【基礎コンクリートが現場打ちの場合は、打設状況の写真が必要です。】	
*受付終了後、次点申請(数件)の手続きをする場合があります。(中止等により補助事業費に残額が発生した場合に受付)	
*次点申請は受付ではないため、事前の着手はできませんのでご注意ください。(補助事業費に残額が発生しそうな場合のキャンセル待ち！)	
*交付決定は、現地確認・納税確認等の必要があるため、申請後、約3週間程度かかります。	
実績報告書の提出期限	令和6年2月29日(火)
注意事項について	
◎工事工程写真 ①完了写真	2部

②撤去済写真	2部
③配管状況写真	1部
* 工事工程写真の黒板の記載内容に注意してください。	
* 施工、撤去、配管の状況写真がない場合、補助金の対象になりませんので、十分注意してください。	
* ヘッダー配管の場合、配管、点検口、工事場所がわかるように黒板を入れて撮影してください。	
* 放流ポンプ等の設置がある場合、設置状況の写真が必要。	
◎既存施設の状況写真	くみ取り便槽・単独処理浄化槽の写真(遠景・近景各1部)
* 撤去しない場合は、理由書(業者)	
◎清掃状況写真	くみ取り便槽・単独処理浄化槽の清掃写真
* 物理的に撤去できない場合は、将来撤去する旨の誓約書(申請者)が必要	
* 不要浄化槽を雨水貯留施設へ転用し、雨水の助成申請する場合は、将来撤去する旨の誓約書は不要です。	
◎雨水貯留施設への再利用状況写真	雨水貯留施設再利用の施工状況等の写真
* 雨水貯留施設として再利用する場合と、雨水利用促進助成金申請とは、必要写真が異なりますので詳細はお問い合わせください。	
◎浄化槽使用廃止届出書(単独処理浄化槽の場合)の写し	
* 浄化槽協会経由済のもの	
* 撤去の有無にかかわらず、どちらの場合も必要	
◎配置配管図	①配管図は間取りの表記をお願いします、特に水廻り。
* 現地確認時に水廻りの記載誤りや記載漏れが多い。	
②申請時の配置配管予定図から浄化槽埋設位置、配管放流先等に変更が生じる場合は事前に連絡が必要です。	
* 配管図の変更状況によっては、放流先水路の状況写真の提出が必要となる場合があります。	
◎その他の注意事項	
浄化槽排水放流に当たり、土地改良法、河川法のほか高松市法定外公共物管理条例等、関係する法理の適用があるときは、所定の手続きを行ってください。	

三木町

変更	令和5年度より「補助金振込先口座情報の確認できる書類」が必要となりますので、ご注意ください。
※	単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去費 上限 12万円と配管補助費 上限 30万円の補助が出ます。
※	汲取便所から合併浄化槽に転換する場合、撤去費 上限 9万円と配管補助費 上限 30万円の補助が出ます。
★	完全撤去です。
※	浄化槽使用廃止届出書の写しを添付。実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。
補助数量に限りがありますので、先着順とします。	
★	29年度より下水地区が広範囲になっておりますので、必ず確認して下さい。
★	完了とは、2月末までに建物が完成している状態の事です。

東かがわ市

変更	令和5年度より申請時に、住民票謄本(世帯全員)必要になりました。
実績時に、通帳の写しなどの口座がわかる書類が必要になりました。	

令和5年度より、様式も変わっています。注意してください。

東かがわ市は、下水道事業区域(三本松)でも6割の補助が出来ます。事前に必ず確認の事。

補助金 :	5人槽	199,000	7人槽	248,000	10人槽	328,000
	11~20人槽	563,000	1~30人槽	883,000	1~50人槽	1,222,000

27年度より合併処理浄化槽設置整備事業補助金に上乘せ制度を設けました。

● 既存単独浄化槽等撤去費補助

単独処理浄化槽やくみ取り便所の便槽を撤去処分する場合、撤去処分に要する費用について9万円を限度として補助します。

● 配管費補助

単独浄化槽・くみ取り便槽撤去費補助金に伴い配管工事をする場合、この配管工事に要する費用について9万円を限度として補助します。

(撤去出来ない理由書を提出して認められた場合は、配管費は出ます。)

さぬき市

さぬき市は、下水道事業計画区域(乙種)でも6割の補助が出来ます。事前に必ず確認の事。

乙種地域 さぬき市	5人槽	229,000	7人槽	278,000	10人槽	358,000
-----------	-----	---------	-----	---------	------	---------

(補助がでない場合がありますので必ず確認する事。)

※ 既存単独浄化槽撤去費として、9万円が出来ます。(全撤去が、条件です。埋め殺しは、対象外です。)

くみ取り便槽の撤去費は、出ません。(但し、下水道事業計画区域の単独浄化槽撤去に関しては、補助は出ません。)

※ アパート、建売物件は補助対象外です。

※ 配管工事費補助として、4万円が出来ます。

(配管費は、単独槽または汲み取り便槽からの転換の場合に限ります。)

(但し、下水道事業計画区域の配管費に関しては、補助は出ません。)

注意事項について

◎単独浄化槽及び汲み取り便槽からの転換がある場合は、交付申請時に「施工前の処理施設の写真を1枚貼付」して下さい。

◎単独浄化槽の撤去費用補助を受ける場合は、交付申請時に見積書にその「費用内訳」を記載して提出して下さい。

◎実績報告時に合併処理浄化槽設置工事写真の他に単独浄化槽の撤去前・撤去中・撤去後(掘り起こして何も無い状況)・撤去後単独浄化槽の撤去写真及びマニフェストのコピー・単独浄化槽廃止届(コピー)の提出が必要です。

◎配管工事費用部分の見積は、明細(管種○○メートル*単価、マスの数*単価等)が必要です。(一式形式はダメです。)

◎実績報告提出時に合併処理浄化槽設置工事状況写真の他に、配管工事状況の写真的提出が必要です。

綾川町

変更 工事写真すべてに施工日の記入が必要になります。(黒板に記入もしくは、写真にプリントされているもの)

補助金交付請求書(様式第7号)の上部に捺印を押印してください。

【転換に伴う補助金について】

単独浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費は、9万です。

単独浄化槽及び汲み取り便槽からの転換の場合、配管補助費が30万が出ます。

但し、建物の新築や増改築に伴う転換の場合は、この補助金は適用されません。

※ 実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。

(★埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。)

※ 下水道認可区域及び農業集落排水施設設備計画区域内であっても、技術的な理由等により、取付管(下水道等の本管と宅内排水管をつなぐ接続設備が見込まれない場合は、補助対象となる場合があります。

★詳細は下水道課にてご確認して下さい。

宇多津町

※ 令和3年度から、実績報告の添付書類として工事請負請求書及び領収書の写しの提出が必要になります。

H28年度から、下水道事業計画区域(乙種区域)における浄化槽に対しても、町単独で補助金が出る様になりました。

乙種区域の補助額は、基準額の半額です。

※甲種区域＝公共下水道の事業計画を定めた区域外の区域。

※乙種区域＝下水道事業計画区域内であっても、補助の申請を行って年度及び翌年度において、公共下水道の整備又は供用開始が見込まれない区域。

(申請前にどちらの区域に該当するか、確認して下さい。)

①単独浄化槽や汲取り便所から合併浄化槽に転換する場合、1槽につき、30万を上限として配管補助が出来ます。

(乙種区域は、半額です)

②既存単独浄化槽を撤去処分する場合、1槽につき、9万を上限として補助が出来ます。

(乙種区域は、半額です)

※ 実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。

(★埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。)

普通寺市

※ アパート、建売住宅、自治集会場も補助対象になっております。

坂出市

※ H27年度から、坂出市による現場確認後、工事可能となります。【申請後、約2週間程度(開庁日で約10日間)】

★急ぎの場合は、坂出市と打合せをして下さい。

甲種地域 単独処理浄化槽撤去費補助金について

10人槽以下の単独浄化槽を合併浄化槽に転換する際に、12万を上限として補助が出来ます。

※ 理由書を添付すれば、単独槽と別の場所に設置しても補助は受けられます。

* 実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。

※ 単独処理浄化槽重点転換事業補助金について

単独処理浄化槽撤去費補助金に伴い配管工事をする場合は、9万を上限として補助が出来ます。

(★埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。)

* 配管費は、単独浄化槽の完全撤去が必須条件です。

乙種地域	※下水道事業認可区域において、下水道の設備がこの年を含めて3年以内に見込まれない地域には、6割の補助が出ます。事前に必ず確認の事。				
	補助金	5人槽	7人槽	10人槽	
		199,000	248,000	328,000	
※申請時、確認書類の提出が必要です。※坂出市浄化槽設置設備事業補助金に係る下水道の設備状況の確認についての書類					
※乙種地域は、撤去費、配管費については、対象外になります。					
【重要】※提出書類及び様式の変更					
補助金交付申請書の添付書類として、「汚水処理未普及解消および配管費補助に関する申出書」の提出が必要です。					
①転入前の住所 ②現在居住している住居の汚水処理方法等の記載が必要ですが汚水の処理方法によっては、補助対象外になる事もあります。					

まんのう町

※専用住宅及び自治会が設置する 集会場等 であって、町長が認める公共的建築物の50人槽以下の合併浄化槽を設置場合は予算の範囲内で補助が					
	集会場等 補助金	5人槽	6～7人槽	8～50人槽	
		225,000	325,000	425,000	
※販売及び賃貸を目的とする専用住宅は対象外です。					
※浄化槽の設置場所を詳細に確認する為、H27年度より交付申請時に下記の書類の添付が必要です。					
①不動産登記法14条地図若しくは役場税務課に備えている公図の写しに浄化槽の設置場所を示し、その地番に地目、※登記名義人(納税義務者)を記載したもの。					
※他の人の名義の場合は、承諾書を添付					
※新規造成地の場合は、売買契約書の写しを添付					
②設置場所変更の場合は、その位置を示して変更承認申請を提出する事。					

多度津町

※既存単独浄化槽を撤去処分する場合、12万を上限として補助がでます。					
くみ取り便槽を撤去処分する場合、9万を上限として補助がでます。					

丸亀市

変更① 国の補助対象要件が今年度から変更(既設合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新・新設は補助対象外)になったのを受けて、申請者の住所・現在の汚水排水処理状況・設置場所等によって補助金額が異なってきます。申請時に下記の要領で申告する必要がありますので、十分ご注意ください。					
変更② 単独処理浄化槽からの転換の場合は、撤去費補助 上限12万 配管費補助 上限30万がでます。					
※転換補助に関しては、対象地域(1)の場合のみです。					
また対象地域(1)の単独転換において、単独撤去できない理由が妥当と認められた場合は、配管費上限 30万は出ます。					

補助金区分の詳細
(1) 下水道計画区域外の地域
● 集合住宅から転居して家屋に設置する場合(借家も含む)
☆借家の場合は、賃貸契約書の写し等で証明する必要があります。
● 市外から転居して家屋に設置する場合
● 単独浄化槽や汲み取り便槽から転換して設置する場合
☆汲み取り便槽からの転換は、撤去費補助・配管費補助は出ませんので注意して下さい。
● 単独浄化槽や汲み取り便槽を使用している方が、転居して家屋に設置する場合
● 下水に接続されている方が、転居して家屋に設置する場合
● 合併浄化槽の設置された家屋に居住者が、分家し家屋に設置する場合
(2) 下水道計画区域内で下水道の整備が困難な地域
● 住所や現在の汚水排水処理状況、設置場所に関係なく(2)の金額は出ますが、単独転換の場合、撤去費補助・配管費補助はできません。
(3) 下水道計画区域内で下水道の整備が相当の期間見込まれない地域
● 住所や現在の汚水排水処理状況、設置場所に関係なく(3)の金額は出ますが、単独転換の場合、撤去費補助・配管費補助はできません。

琴平町

※ 竣工検査は、施主さん在宅の上各機器からお水を流してもらうようになります。
★ 交付申請時債権者登録が必要です。(土地名義人を調べますとの事)

観音寺市

変更	申請様式が変更になっています、新しいものをダウンロードしてください。
甲種地域	①単独浄化槽やくみ取り便所を撤去処分する場合、1槽につき、9万を上限として補助が出来ます。 ②単独浄化槽やくみ取り便所から合併槽への転換に伴う配管費として、9万を上限として配管補助が出来ます。
	※すでに、住居が存在し、同一敷地内で増築・改修又は新築(建替えを含む)により、総合的にすべての排水処理を一つの合併浄化槽で行う場合で必ず古い浄化槽及び便槽を撤去する事が条件です。
	★マニフェストは必ず申請者名で提出の事
	★単独浄化槽転換の場合、申請者と浄化槽管理者が違う場合は、申請者の方に管理者変更をしてから、申請をして下さい。【その際、管理者変更の写しを添付の事。】
	撤去不可能な場合は、理由書と現場写真を提出し、認められた場合のみ配管補助が受けられます。
乙種地域	※観音寺市公共下水道事業認可区域において、当分の間整備が見込まれないものとして、市長が指定する地域は、5割の補助金が出来ます。
	事前に必ず確認の事。「H24/4月から適用」
補助金	5人槽 166,000 7人槽 207,000 10人槽 274,000

転換撤去費	45,000 (5割の補助金額)
転換配管費	45,000 (5割の補助金額)
★転換撤去費も転換配管費の通常の5割の額が出ます。	
※くみ取り式トイレを残置することは、原則として認められていません。	
施主の都合で残置する場合は、「使用しない旨の念書」を提出する必要があります。	

三豊市

変更	1.高度処理型浄化槽5人槽への補助限度額を360,000円に変更します。
	2.単独処理浄化槽もしくは汲取り式トイレから転換する改築の上乗せ補助を廃止します。
	3.単独処理浄化槽を撤去する場合の補助限度額を12万円に変更します。
	4.汲取り式トイレを撤去する場合の補助限度額を9万円に変更します。
	5.既存単独処理浄化槽または汲取り式トイレからの転換に伴い配管工事をする場合の補助を追加します。(上限30万円)
	※配管工事に対する補助には要件があります。補助対象となるかは事前にご相談ください。
	6.汚水処理未普及の解消につながらない合併処理浄化槽の設置は補助対象外となります。
	7.上記1.~6.の変更に伴い、様式が変更となります。ページ下部よりダウンロードしてください
※	専用住宅(住居を目的とした住宅)もしくは併用住宅(小規模店舗等併用住宅)に20人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合があります。
	*市内全域で、高瀬・三野・詫間・仁尾町の内、集落排水事業実施区域を除いた地域が補助対象地域です。
※	Aパート、共同住宅、建売物件は補助対象外です。
	* 撤去不可の理由書を提出した場合、実績報告書に写真を提出していただきます。
	*実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。
	*実績報告提出時、配管図2部提出して下さい。「配管の変更がない場合も提出必要」
	* 申請時に、同一世帯に属し、課税されている者全員分の完納証明書が必要です。
	*H30年度から、実績報告時に世帯全員の住民票が必要になります。
	* 専用住宅に地下浸透防止用設備を設置する場合は、設置費用として10万円を上限として補助が出るようになりました。
【適用条件】	合併浄化槽から放流水を公共用水域(これに流入する水路等を含む)に放流することが著しく困難な地域であり、貯留方式により処理すること。

小豆島町

	単独浄化槽及び汲取便所から合併浄化槽に転換する場合、1槽につき、9万を上限として配管補助がでます。
*	「設置場所によっては、補助対象外となる場合がありますので、事前に確認をして下さい。」
	既存単独浄化槽を撤去処分する場合、1槽につき、9万を上限として補助がでます。
※	実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。
(★)	埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。
【	底版コンクリートを使用する場合は、使用承認書の提出が必要です。】
*	H26年度より申請書類に「誓約書」が追加になりました。
	誓約書の提出が無ければ、本事業の補助金は受けられません。
☆☆	来年度は補助金額の変更を予定しているとの事(国費に準ずる予定との事です。)☆☆

<p>誓約書とは 合併処理浄化槽設置整備事業補助金受給するにあたり、</p> <p>今回設置した浄化槽の維持管理については、浄化槽法に基づく保守点検・清掃・法定検査(11条検査)を実施し、</p> <p>適正な維持管理に努める事を制約する書類</p>
--

土庄町

<p>既存単独浄化槽又は、くみ取り便所から合併浄化槽に転換する場合、1槽につき、9万を上限として配管補助が出来ます。</p> <p>* 小規模店舗併用住宅も対象になります。</p> <p>(条項には、住宅部分のみ対象との記載が無いので、事前に店舗部分含んだ人槽でOKかどうかの確認をして下さいとの事です。)</p> <p>既存単独浄化槽の撤去に関して、1槽につき、9万を上限として撤去補助が出来ます。</p> <p>※条件 ①単独浄化槽の撤去跡地に合併浄化槽を設置する。</p> <p>※条件 ②施工上の制約により撤去跡地に設置できない場合でも同一敷地内で設置する場合</p> <p>※実績報告時、撤去前から処分までの工程写真、マニフェストの写しが必要です。</p> <p>(★埋戻し前の配管布設状況写真が必要です。)</p> <p>★H26年度より申請書類に「誓約書」が追加になりました。</p> <p>※誓約書の提出が無ければ、本事業の補助金は受けられません。</p>
<p>誓約書とは 合併処理浄化槽設置整備事業補助金受給するにあたり、</p> <p>今回設置した浄化槽の維持管理については、浄化槽法に基づく保守点検・清掃・法定検査(11条検査)を実施し、</p> <p>適正な維持管理に努める事を制約する書類</p>